(仮称)墨田区こども条例(案)

ーこども向け版ー

みんなの意見を募集しています！

意見募集している期間：令和7年1月8日(水)まで

墨田区こども条例ってなに？

「条例」は、墨田区のみんなで決めて、**墨田区だけで使うルール**です。

墨田区こども条例は、**墨田区のこどもの大切な権利を守っていくため、その基本の考え方をみんなで共有**して、**「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」**を実現するためにつくるものです。

なぜ作ることになったのですか？

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会をめざして、
「こども基本法」という法律ができました。

墨田区でも、こどもの声を聴いたうえで、墨田区のルールを作り、
「こどもまんなかすみだ」として、こどもや子育て世帯に対する支援に力を入れていきたいと考え、作ることにしました。

こどもって何歳(なんさい)までですか？

条例(じょうれい)では、こども基本法(きほんほう)に合(あ)わせて、**18歳(さい)や20歳(さい)といった“年齢(ねんれい)”で必要(ひつよう)なサポートがなくならないよう、心(こころ)と身体(からだ)の成長(せいちょう)の段階(だんかい)にある人(ひと)**を「こども」としています。

墨田区こども条例が大切にしていることって何ですか？

墨田区のこどもの声を反映させることと、この条例を分かりやすく伝えていくことです。

条例では、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現にあたって、基本理念を設けました。

8つの大切にすることがあります

次のページを見てね

わかりやすく!

≪墨田区こども条例の基本理念≫

① こどもは全員、大切にされます。

② こどもは全員、守られます。

③ こどもは全員、学ぶことができます。

④ こどもは全員、思っていることを言ったり、いろいろな活動に参加したりできます。

⑤ こどもは全員、成長に応じて、意見を大切にしてもらえて、こどもにとって一番いいことを考えてもらえます。

⑥ 子育てを楽しめる墨田区をつくります。

⑦ 墨田区のまちのみんなで、こどもの育ちを支えます。

⑧ こどもの声を聴き、こどもとのお話を大切にします。

墨田区こども条例が大切にしている「こどもの権利」は何ですか？

基本理念を受けて、みんなで大切にしていく「こどもの大切な権利」を作っています。

こどもの大切な権利は、これまで墨田区が聴いてきた、こどもたちの声を反映しています。

5つのこどもの大切な権利があります

次のページを見てね

わかりやすく!

≪こどもの大切な権利≫

❶ 守られる権利

命・心・体が、守られること。
差別されないこと。

❷ 自分らしく育つ権利

自分のペースで遊んで、学んで、休めること。
失敗しても、何度でもチャレンジできること。
成長に応じて、自分で自分のことを決められること。

❸ 愛される権利

そのままの自分を受け入れてもらうこと。
自分の思いや個性が大切にされること。

❹ 教育を受ける権利

誰でも学ぶことができること。
守らないといけないルールや、将来役に立つことを学べること。
人として大切なことや、思いやりを学べること。

❺ 意見を表明し、参画する権利

自分の思いを伝えて、その思いが大切にされること。
いろいろな活動に参加したり、自分から何かを始められること。
ルールの理由について、説明を受けられること。

墨田区こども条例の案について、意見をいいたいのですが、どうすればいいですか？

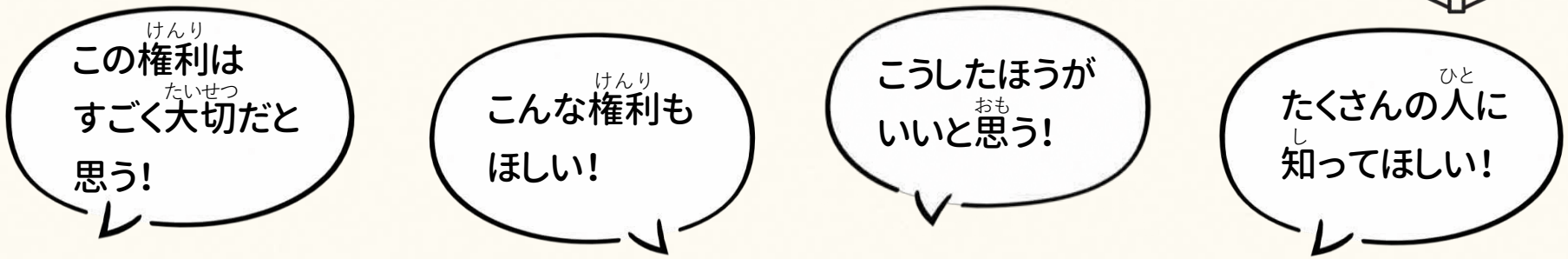

伝えること

「意見」と「年齢」　を教えてね

提出方法

提出先に　①直接 渡す　②郵送する　③FAXする　④メールする

もしくは、　⑤QRコードから回答　してね

提出先

〒130−8640　子育て支援課　子育て計画担当(区役所4階)

電話：03-5608-6084　FAX：03-5608-6404

メール：kosodate@city.sumida.lg.jp

期限

令和7年1月8日（水）まで（必着）

回答先